

## 令和5年度 栗東市認定こども園設置・運営事業者選定結果に対する今後の対応について

### 1. 経緯

□治田学区における認定こども園の公募（令和5年度）において、前回候補地（川辺地先）での計画については、事業者からの申し入れや募集要項に照らし中止の判断を行い、事業予定者に対し、令和8年4月開園時期の厳守や地権者同意、地元の理解を得ること等の条件を附しました。

### 2. 栗東市認可保育事業等設置・運営審査委員会（令和6年11月27日開催）における審査及び選考結果

#### 2－（1）審査内容

□前回候補地（川辺地先）での事業中止となった背景を踏まえ、条件の対応状況や施設計画、園運営方法等に関して追加で求めた内容について確認・審査を行いました。

#### ■事業予定者に附した条件

| 条件                      | 確認・審査の内容                                            |
|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| 令和8年4月開園を厳守すること。        | 令和8年4月開園とする事業工程の妥当性について確認。                          |
| 事業予定地の選定および地権者の同意を得ること。 | 地権者からの土地賃借にかかる受諾について確認。                             |
| 地域住民・近隣住民の事業への理解を得ること。  | 地元説明会の実施結果や近隣住民等からの意見・要望に対する対応状況から理解が得られているかについて確認。 |

#### ■再審査において求めた追加資料

| 追加資料             | 確認・審査の内容                           |
|------------------|------------------------------------|
| 交通安全体制の確保について    | 送迎ルートや誘導員配置等の交通安全体制の考え方について確認。     |
| 十分な駐車場の整備について    | 利用台数を見越した駐車場配置や規模等の計画内容や考え方について確認。 |
| 周辺環境への配慮について     | 開園後の騒音対策や粉塵等の影響及びその対策方法について確認。     |
| 教育・保育体制の強化について   | 適正な園運営に必要な人材の確保策について確認。            |
| 前回応募書類からの変更点について | 令和5年度に提出された応募書類からの変更内容（※1）について確認。  |

（※1） 変更内容は、参考資料（P2）を参照

## 2－（２） 選考結果

□審査の結果、次の事業予定者を選定・決定しました。今後は、この結果に基づき、令和８年４月の開園に向けて施設整備や児童受け入れ等の準備を進めていきます。

### 3. 事業予定者

【事業者の 名 称】 社会福祉法人 綺羅星

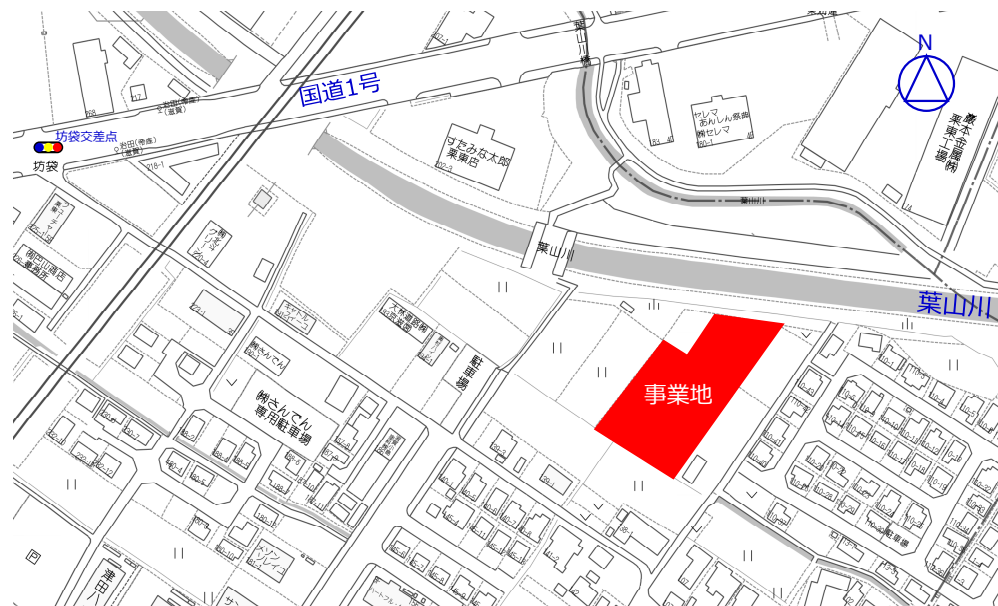
【事業者の所在地】 滋賀県栗東市川辺 2 2 8 番地 9

【施 設 の 場 所】 栗東市坊袋字西浦129番1他2筆

【施設の延床面積】 1,335.71㎡

【敷 地 面 積】 3,126.1㎡

【定 員】 保育園籍114人、幼稚園籍75人  
計189人



【図 付近見取り図】

### 【参考】 前回応募からの主な変更内容

| 内 容      | 変更後                                                      | 当 初                         |
|----------|----------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 事業者      | 社会福祉法人 綺羅星 代表 山本 保                                       | （仮称）社会福祉法人 綺羅星 代表 山本 秀人     |
| 開園時期     | 令和８年４月１日                                                 | 令和７年４月１日                    |
| 施設の場所    | 栗東市坊袋字西浦129番1他2筆                                         | 栗東市川辺 2 0 9                 |
| 認可（利用）定員 | 1号：75人、2号：75人、3号：39人 計189人<br>※定員数は、職員配置基準の法改正に伴い見直されたもの | 1号：100人、2号：75人、3号：39人 計214人 |